



## 税理士損害賠償請求事件【続報】／海外財産を除外した相続税申告

～過失相殺3割が認められた控訴審判決～

税理士に対する損害賠償請求について、昨年11月のJUSTAX232号でお知らせした事件の控訴審判決を紹介します。原審では、相続税の申告を委任された税理士が死亡した後に依頼者から提起された訴訟により、税理士の法定相続人は1億1837万円余という多額の損害賠償を言い渡されましたが、控訴審では、納税者側にも過失があったとして3割の過失相殺が認められ、確定しました（平成25年1月24日東京高裁判決）（原判決変更、一部認容、一部棄却、確定TAINSコードZ999-0134）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

この事件は、納税者甲（被控訴人）が、亡丁税理士に対し、夫の死亡に伴う相続税申告を依頼したところ、海外資産を申告しなくてもよいなどと誤った指示を受け、また、亡き夫が経営していた会社の株主構成や持株数を正確に把握しないまま申告をしたため、国税局の税務調査により申告漏れを指摘されて、修正申告のやむなきに至り、重加算税、過少申告加算税及び延滞税を賦課されるなどして損害を被ったと主張して亡丁税理士の相続人らに対し、債務不履行又は委任解除に基づく損害賠償請求として、総額1億2000万円余の支払を求めたという事案です。

原審は一部認容、一部棄却を言い渡したため、亡くなった税理士丁の相続人らが控訴し、3割の過失相殺が認められましたが、相続税申告の税理士報酬は370万円であったのに対し、高裁判決は、3割減とはいうものの、7400万円を超える金額で確定したという事案です。

### 2 裁判所の判断

東京高裁は、次のように判断して、依頼者である被控訴人側にも3割の過失があったと認め、7400万円余の損害賠償を言い渡しました。

甲社の発行済み株式総数9万株のうち、6万4905株は亡太郎に帰属することが客観的資料により明らかであったといえるものの、それ以外の2万5095株の帰属は不明であったというのであるから、亡丁税理士としては、適正な税務申告を遂行するに当たって、この2万5095株が相続財産を構成する可能性を考慮に入れた上、その帰属について必要な調査を行うべき義務があったといえることができる。しかし、相続税申告の当時甲社の株主構成を明らかにした客観的資料が存在したことをうかがわせる証拠はない。したがって、必要な調査を尽くせば、客観的資料を、手に入れることができたとも認められないことを考え合わせると亡丁税理士としては、6万4905株のみが亡太郎に帰属するという相続税申告書を提出したことについて、やむを得ない措置であったというべきである。そうすると、本件相続税の申告に当たり、甲社の株式に関して亡丁が税理士として適正に税務申告をすべき義務に違反したとか、委任契約上の善管注意義務に違反したものとすることはできない。

以上のとおり、被控訴人に上記の損害が発生したことについては、被控訴人にも過失があったといえるから、一切の事情を損害の分担における衡平の観点から考慮して双方の過失の程度を勘案すると、3割の過失相殺をするのが相当である。（税法データベース編集室 朝倉 洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判8頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記までご一報ください。